

地球防災工学 CIP(7):行政

大分大学 山崎 栄一



講義の目的—CIPとしての行政

- CIP(Critical Infrastructure Protection)とは、社会的に重要なインフラが、深刻な災害が発生しても、あらかじめ準備(予防を含めた)をしておくことで、適切な対応ができるような体制づくりを行うという意味がある。
- 行政も、Critical infrastructureである(災害対応の主軸 災害情報の集約力 公共サービスの実施主体)。
- 行政のCIPを実現するためのツールとして、最近ではBCPが行政においても策定されつつある。これはテキストにいう、4つのRの確保に貢献するものである。
- 本日は、防災行政の特徴を概観しながら、行政が計画するBCPの現状、行政BCPの策定プロセス、展望／課題について講義をする。



防災行政の概観ならびに行政BCPの現状

行政とは何か？

	権力	任務	行動原理
国会	立法権	国民の代表として法律を制定	民主主義 (多数決による意思決定)
内閣	行政権	法律に基づいて政策を実施	合理主義 (目的—手段、効率性)
裁判所	司法権	法律に基づいて争訟を解決	自由主義 (国民の自由・権利を保障)

憲法第73条〔内閣の職務〕
内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

地方公共団体においては、
地方議会が立法を、首長(都道府県知事 市町村長)が行政を担当する



防災行政と法律

- 法律による行政の原理
行政は法制度があって、初めて存在し活動ができる
- 「言うは易く行うは難し」
災害関連法に書いてあるような目標の実現、施策の実施が本当にいとも簡単にできるのか？
↓
災害関連法制の実効性・効率性・公平性等の確保は法学者の検討課題である！！
実効性を担保するツールとしてBCPがある！！



災害救助法

- ① 避難所、応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
(災害援護貸付金等の各種貸付制度の充実により現在運用されていない。)
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常に著しい支障を及ぼしているものの除去

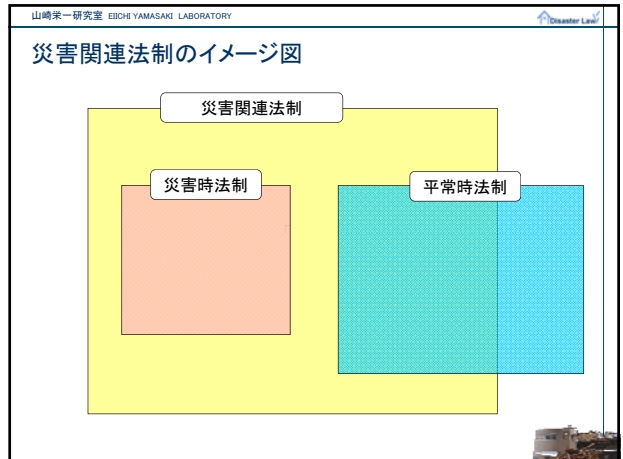


山崎栄一研究室 EIICHI YAMASAKI LABORATORY

平常時の法律

大災害時においても当然に出来ますか？

- **水道法2条1項(責務)**
 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。
- **道路法42条1項(道路の維持又は修繕)**
 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。
- **医療法1条の3(総則)**
 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。



山崎栄一研究室 EIICHI YAMASAKI LABORATORY

災害時において関わりを持つ法

警察法	消防法	水防・河川法 海岸法	都市法 土地法
インフラ関連法 ガス 電気 水道	建築関連法	契約法	経済法 金融法
金融法	保険法	税法	情報法
外国人法	被災者支援法	社会福祉法	医療法

山崎栄一研究室 EIICHI YAMASAKI LABORATORY

災害法制の体系

憲法を守らなければならないのは誰？

- 憲法**
 ・国民が制定 人権規定=守るべき法益 統治機構=政府の権限
- 法律**
 ・国会によって制定される 基本法も法律の一つ
- 命令・規則 条例**
 ・命令=国の行政機関 規則=それ以外の国の機関
 ・条例=地方公共団体の議会(地方公共団体の長は規則を制定)
- 参考 行政規則(訓令・通達 要綱) 行政計画**
 ・行政機関が作成 法令には属さない(国民を直接拘束しない)が、行政の事務処理の基準となっている BCPもここに位置づけられる

山崎栄一研究室 EIICHI YAMASAKI LABORATORY

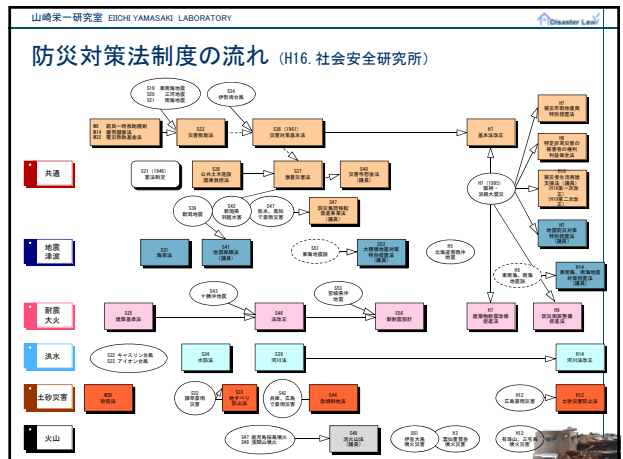
災害関連法制の特徴—その1

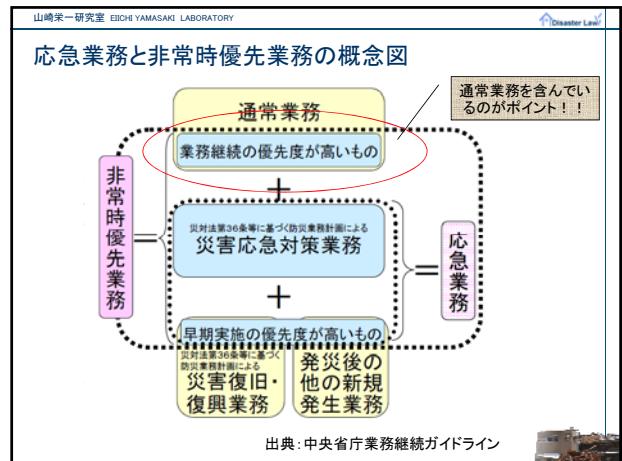
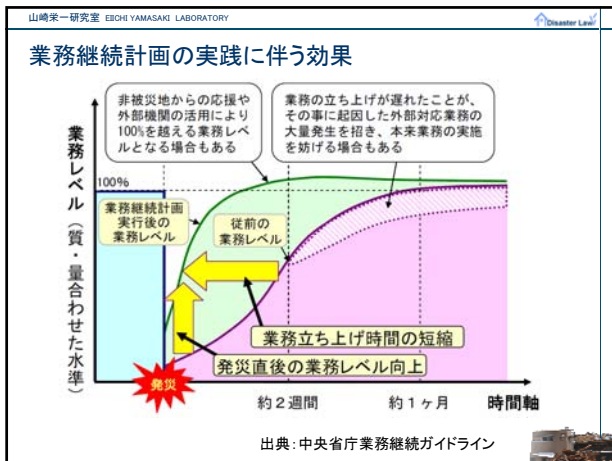
- **災害に遭えば会うほど成長していく！！**

例えば、災害対策基本法は伊勢湾台風(1959年)をきっかけに制定された。

→災害=災害関連法制の改変のチャンスである！！

首都直下の到来は、まさに災害関連法制の改変のチャンスであり、国家・社会構造の改変のチャンスでもある！！





山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

地域防災計画と業務継続計画との違い

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前(実施する)に災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期まで(実施できるように)するための計画である(実効性の確保)。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務(予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする(災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。
業務に従事する職員の飲料水・食料等	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等に関する記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【手引き】」3頁

- 山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY
- ### 企業BCPと行政BCPとの違い
- 企業の目的は、利潤の追求である。行政の目的は、公益の実現である。ゆえに、完全に無視することのできる業務というものは存在しない。
 - 企業BCPの目的は、組織の存続にある。それに対して、行政BCPの目的は組織を守るのではなく、災害対応／平常時業務双方を含めた行政サービスを守ることにある。
 - 企業BCPは企業存続のための「自助のBCP」であるが、行政BCPは社会への影響に配慮した、地域存続のための「公助のBCP」である。(中林一樹)
 - 企業の社会的責任(CSR=Corporate Social Responsibility)を考えると、この違いは相対化されていくモノと思われる。特に、CI(Critical Infrastructure)関連の企業には特に当てはまる。

- 山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY
- ### 行政がBCPを導入するメリット
- 各種防災計画の実効性の確保
行政BCPを策定することによって、各種防災計画に実効性を与えることができる。「何を成すべきか」+「何が出来るのか」という視点が加わる。
 - 公助—共助—自助の守備範囲の適正化
行政以外の主体とも連携することで、より意味のある行政BCPを策定できる。行政にも対応に限界があることを認め、市民、企業、他の行政主体との連携をとっておくことにより、守備範囲の適正化を図ることが出来る。

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

防災計画—計画的防災行政の整備 (災害対策基本法34条～45条)

【防災計画の作成機関】	【防災計画の種類】
中央防災会議	防災基本計画
指定行政機関 指定公共機関	防災業務計画
都道府県防災会議 市町村防災会議	都道府県地域防災計画 市町村地域防災計画

行政BCPによる防災計画の補完／実効性強化

中央官庁ガイドライン

自治体BCP手引きと解説

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

行政BCPの経緯

- 2005年8月「**事業継続ガイドライン**」内閣府防災担当
→基本的には企業向け
- 2005年9月「**首都直下型地震対策大綱**」中央防災会議
→行政と企業にBCP策定を
- 2006年4月「**首都直下地震応急対策活動要領**」中央防災会議
→首都中枢機関にBCP策定を
- 2007年6月「**中央省庁業務継続ガイドライン～首都直下地震への対応を中心として～**」内閣府防災担当
- 2008年8月「**地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン**」総務省
- 2010年4月「**地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説**」内閣府防災担当
→今後は、地方公共団体においても行政BCPの策定が促進されるものと思われる。

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

中央省庁BCPのステップ構成

出典: 中央省庁業務継続ガイドライン

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

ICT部門業務継続計画ガイドラインのステップ構成

出典: 大竹論文より抜粋

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

地方公共団体BCPの手引きと解説のステップ構成

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【手引き】」2頁

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

徳島県と東京都のBCPの構成

自治体	徳島県「徳島県業務継続計画」(平成20年3月)	東京都「都政のBCP(東京都事業継続計画)<地震編>」(平成20年11月)
BCPの構成	第1 総則 第2 想定する危機事象 第3 非常時優先業務の概要 第4 非常時優先業務の業務継続のための執行体制の整備 第5 非常時優先業務の業務継続のための執務環境の確保 第6 部属の職員への応援 第7 職員の意識の向上、訓練等	第1部 都政のBCP(事業継続計画)の基本的な考え方 第1章 計画策定の目標と方針 第2章 前提とする地震と被害想定 第3章 計画の対象となる非常時優先業務 第2部 事業継続のための課題と対策 第1章 事業継続のための業務執行体制づくり 第2章 事業継続のための業務執行環境の整備 第3章 主な非常時優先業務の課題と対策 第3部 今後の取組み 第1章 協定による執行体制の確保 第2章 広域支援を円滑に受け入れるための体制づくり 第3章 区市町村への支援 第4章 計画の推進に向けて

出典: 大竹論文より抜粋

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

行政BCPの策定状況(2010年の春の段階)

- **国レベル**
首都直下地震に対応したBCPをすべての中央省庁の本部(本省など)で策定済み 出先機関は一部が策定済み
新型インフルエンザについても一部が策定済み
- **都道府県レベル**
地震に対応したBCPを徳島県、東京都、大阪府、埼玉県、愛知県、神奈川県が策定済み(その他数県が策定中)
新型インフルエンザについても取り組みが始まっている。
- **市町村レベル**
数十程度の市・区が新型インフルエンザについて策定済み
いくつかの市・区で地震対応のBCPを策定中

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

海外における動き

- アメリカ COOP(クープ) : Continuity of Operation
連邦各機関に計画の策定を義務づけている。州レベルにおいても策定されている
FEMAがCOOPに関するガイドラインを作成している。
FEDERAL PREPAREDNESS CIRCULAR(FPC) 65
- BCMに関しては、英国規格協会(BSI)において標準化
BS25999 - Code of Practice for Business Continuity Management
- ISOの規格として標準化の議論が進んでいる。草案として、
ISO/PAS 22399:2007 Societal security - Guideline for incident preparedness and operational continuity management

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

FEDERAL PREPAREDNESS CIRCULAR
Federal Emergency Management Agency
Washington, D.C. 20472
FPC 65
July 26, 1989

TO: HEADS OF FEDERAL DEPARTMENTS AND AGENCIES
FROM: FEDERAL EXECUTIVE BRANCH
CONTINUITY OF OPERATIONS (COOP)

1. PURPOSE: This Federal Preparedness Circular (FPC) provides guidance to Federal Executive Branch departments and agencies for use in developing viable and actionable continuity plans for the continuity of operations (COOP). COOP planning facilitates the performance of department agency essential functions during any emergency or situation that may disrupt normal operations.

2. APPLICABILITY AND SCOPE: The provisions of this FPC are applicable to all Federal Executive Branch departments, agencies, and independent organizations. Immediate critical life support, public safety of the emergency response in this guidance focuses on planning for threats to the immediate Washington, D.C. area. The COOP elements outlined herein are for use at all levels of Federal Executive Branch organizations.

3. REFERENCES: The provisions of this FPC supersede:

1. Federal Response Planning Guidance (FRPG), Continuity of Operations (COOP), (FRPG) (December 19, 1984).
2. FPC 11, Emergency Information to Key Positions of the Federal Department and Agency, (April August 1, 1985).
3. FPC 12, Continuity of Operations for Emergency Situations, (April August 1, 1985).

4. AUTHORITY:

a. The National Security Act of 1947, (April July 26, 1947), as amended.

b. Executive Order (EO) 12163, Assignment of Emergency Preparedness Responsibilities, (April October 13, 1982), as amended.

c. Executive Order (EO) 12177, Assignment of National Security and Emergency Preparedness Delegation/Delegation Functions, (April April 1, 1984).

d. Executive Order (EO) 12188, Federal Emergency Management, (April July 26, 1979), as amended.

e. Presidential Decision Directive (PDD) #7, Enhancing Constitutional Government and Continuity of Government Operations, (April October 23, 1988).

5. REFERENCES:

1. Presidential Decision Directive (PDD) #5, Protection Against Unconventional Threats to the United States and American Citizens, (April May 27, 1982).
2. Presidential Decision Directive (PDD) #9, Critical Infrastructure Protection (CIP), (April May 27, 1982).
3. FPC #6, Continuity of the Executive Branch of the Federal Government in the Emergency Level/Contingency National Security Operations, (April November 20, 1980).
4. 41 Code of Federal Regulations (CFR) 101-2, Contingency Emergency Program, (April July 1, 1989).
5. 41 Code of Federal Regulations (CFR) 101-2, Contingency Emergency Program, (April July 1, 1989).
6. 41 Code of Federal Regulations (CFR) 101-2, Contingency Emergency Program, (April July 1, 1989).

6. POLICY: It is the policy of the United States to have in place a comprehensive and effective program to assure continuity of essential Federal functions under all circumstances. As a function of preparation for the full COOP capability which assures the performance of these essential functions during any emergency or situation that may disrupt normal operations.

7. BACKGROUND: COOP planning is simply a "good business practice" part of the fundamental mission of agencies to organize and evaluate public activities. For years, COOP planning has been an established agency

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

行政BCPの策定プロセスについて

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

基本的ステップ—その1 体制の構築 方針の設定 対象組織の決定 非常時の業務継続体制

- 幹部職員の参画 全庁的な検討体制の確立 すべての職員
の参加 外部の関係者との調整
- 方針の設定については、端的に目的が分かるものがよい
- 本庁が検討対象であることはいうまでもない
出先機関等を検討対象に含めるかどうか
その他の行政機関の応援を考慮に入れる必要がある
業務を委託等している事業者等、事務組合・広域連合等
- 非常時の業務継続体制については、防災計画で定められた
体制をベースに、通常業務も継続が可能かを検討

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

基本的ステップ—その2 被害状況の想定

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

中央省庁ガイドラインにおける被害状況の概要

	被害手帳	被害手帳
人命	● 一部の耐震性の低い建物では、重大な被害が発生する可能性がある。	● 大きな被害を受けた庁舎は、利用できなくなる可能性もある。中規模な被害を受けた庁舎では、安全性の確認を行い復旧まで暫定的に稼働することが想定される。
建物内部	● 固定されていないオフィス家具等が転倒・落下し、対象がとられていないパソコン的の破損が期待される(震度6強で地震構造でない場合)	● オフィス家具等の再設置や、ガラス破片や内部収納物の片付け等に平日程度以上要することが予想される。
周辺建物被害	● 震が周辺はオフィスビルや商業施設等の耐震性の高い建物が多いため、周辺建物被害は限定的と想定される。	—
周辺火災	● 震が周辺は可燃物が多く、延焼火災に巻き込まれる可能性は低い。	—
周辺環境	● 電気通信は、地震発生時に停電の可能性があるが、復旧が速い。怪我人が助けを求めてくる場合もあると想定される。	—
電力	● 電気通信は、地震発生により外部からの電力供給が中断する可能性が高いものと想定される。	● 震が周辺地区における電力の復旧については1～4日予想。その間、非常用発電機稼働で対応。
電話	● NTT回線は、ビル毎に2系統以上確保されており、耐震性も高いため、通信網の崩壊による通信不能の可能性は低い。輻輳は想定する必要はある。	● 回線が不通となるリスクは高くないが、万一不通となった場合でも、平日程度で復旧することが予想される。輻輳は1週間から10日程度続く可能性がある。
右左折	● 各庁舎の右左折機に依存	● 各庁舎の右左折機に依存
上水道	● 電気通信は、管線被害等により断水する可能性が高い。	● 震が周辺地区における水道の復旧については3～4日予想。当時は水車槽において対応。簡易トイレも使用。
ガス	● 電気通信は、中圧ガスは継続的に復旧されるが、高圧ガスは安全確認によりガスの供給が中断する可能性がある。	● 低圧ガスの復旧には、数日～1ヶ月程度を要することが想定される。
下水道	● 機能しなくなる可能性はある。	● 平日程度で復旧することが予想される。当時はポンプにて対応。

首都直下地震を想定している

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

基本的ステップ—その3 重要な業務(=非常時優先業務)の選定

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

中央省庁ガイドラインにおける「影響の重大性」の評価基準

影響の重大性	I	II	III	IV	V
対象とする目標レベルに到達していないことによる代表的な影響の内容	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
対象とする目標レベルに到達した時点で対象時間までに到達しなかったことにより社会的影響はわずかにとどまる。	対象とする目標レベルに到達しなかったことにより社会的影響が発生する。	対象とする目標レベルに到達しなかったことにより社会的影響が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに到達しなかったことにより社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに到達しなかったことにより社会的影響が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。	対象とする目標レベルに到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。

企業が生産活動とは違い、行政の業務は数値的な目標設定が容易ではない

ここまでで何とかMdをつけておきたい...

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

中央省庁ガイドラインにおける業務影響分析記入例

業務ID	業務名	業務の概要	業務の重要性	業務の実行状況	業務の継続性	業務の優先度
業務A	業務A	業務Aの概要	業務Aの重要性	業務Aの実行状況	業務Aの継続性	業務Aの優先度
業務B	業務B	業務Bの概要	業務Bの重要性	業務Bの実行状況	業務Bの継続性	業務Bの優先度
業務C	業務C	業務Cの概要	業務Cの重要性	業務Cの実行状況	業務Cの継続性	業務Cの優先度
業務D	業務D	業務Dの概要	業務Dの重要性	業務Dの実行状況	業務Dの継続性	業務Dの優先度
業務E	業務E	業務Eの概要	業務Eの重要性	業務Eの実行状況	業務Eの継続性	業務Eの優先度

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

中央省庁ガイドラインにおける業務実施時間の設定

2日の業務しか同時進行では実施できないと想定する

現実の把握が重要!!

(注) I~Vの数は、業務影響分析を通じて求めた「影響の重大性」

赤い矢印は、業務開始から目標時間までの時間

灰色の矢印は、震災後すぐに業務に着手することとした場合の業務実施時間

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

東京都における非常時優先業務とその他通常業務

評価	評価基準	非常時優先業務数	応急復旧業務数
A	被災後直ちに着手しないと、都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務	691	567
B	被災後3日以内に着手しないと、都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	206	162
C	被災後1週間以内に着手しないと、都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	164	108
計		1,061	837
D	被災後1週間以上を要せず、中長期が都市の生命・生活及び財産、都市機能維持に重大な影響を及ぼさない見込まれる業務	1,823	
計			2,864

出典:大竹論文より抜粋

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

基本的ステップ—その4 必要資源に関する分析と対策の検討

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

具体的な検討項目—その1

- ・勤務時間以外の地震で、**職員**が何人参集できるか？
- ・必要な**技能、資格を持った職員**が参集できるか？

職員

- ・交代での当直、緊急参集要員の指定
- ・OB職員等による応援態勢の確立

- ・**庁舎**は大地震に耐えられるか？
- ・津波で**庁舎**が浸水しないか？

庁舎

- ・庁舎が使えなくなった場合の代替施設検討

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【解説】」より

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

具体的な検討項目—その2

- ・停電時に、**非常用発電機**が起動するか？
- ・**非常用発電機の燃料**は、不足していないか？

電力

- ・参集できる職員に、非常用発電機の起動方法を周知
- ・事業者と燃料補給に関する協定を締結

- ・**災害時優先電話**は何本確保されているか？

電話

- ・災害時優先電話を、重要業務の部署に優先的に設置

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【解説】」より

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

具体的な検討項目—その3

- ・**防災行政無線の電源**は確保されているか？
- ・防災行政無線を使用した**訓練**を実施しているか？

防災行政無線

- ・事前に防災行政無線の使い方を学ぶ訓練を実施

- ・**サーバマシン**は転倒、落下しないか？
- ・**重要なデータ**はバックアップされているか？

情報システム

- ・サーバの転倒防止対策の実施
- ・遠隔地のデータセンターでバックアップの実施

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【解説】」より

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

具体的な検討項目—その4

- ・**本棚**が転倒したり、割れた**ガラス**が飛散しないか？

執務環境

- ・オフィス仕具の転倒防止対策の実施
- ・ガラスの飛散防止対策の実施

- ・断水時でも使える**トイレ**が確保されているか？

トイレ

- ・トイレ用マンホールの設置
- ・簡易トイレの備蓄

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【解説】」より

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

具体的な検討項目—その5

- ・**職員用の水や食料**が確保できるか？

飲料水・食料等

- ・職員用の飲料水・食料を住民用とは別途に確保

- ・**コピー用紙やトナー**は在庫があるか？

消耗品等

- ・常に数日分の消耗品を確保

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【解説】」より

山崎栄一研究室 EICHI YAMASAKI LABORATORY

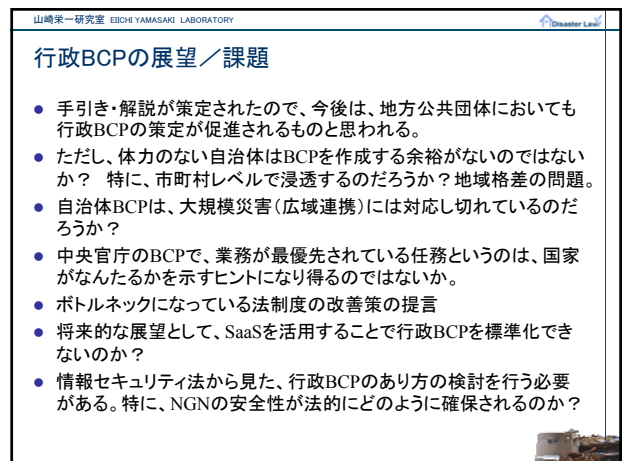
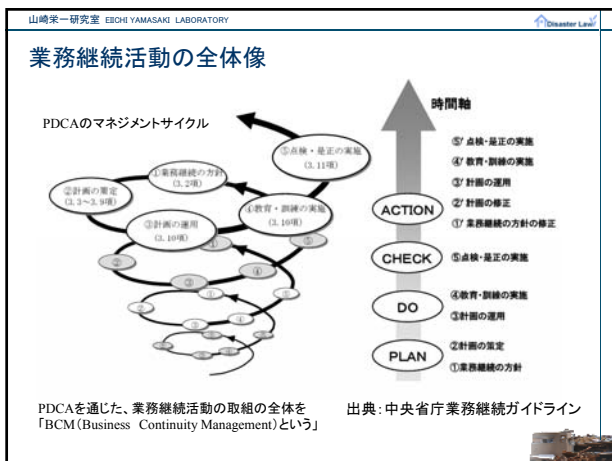
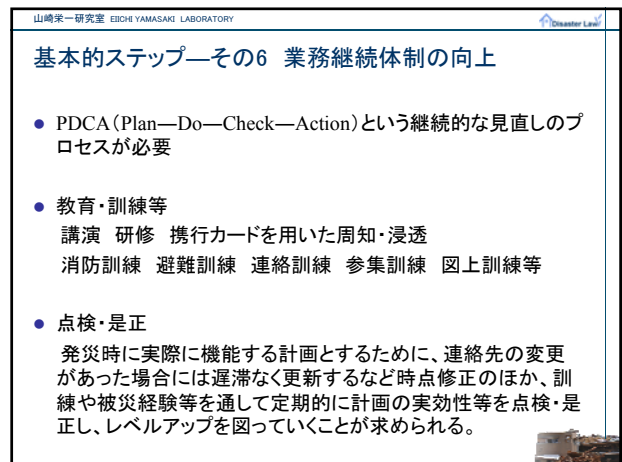
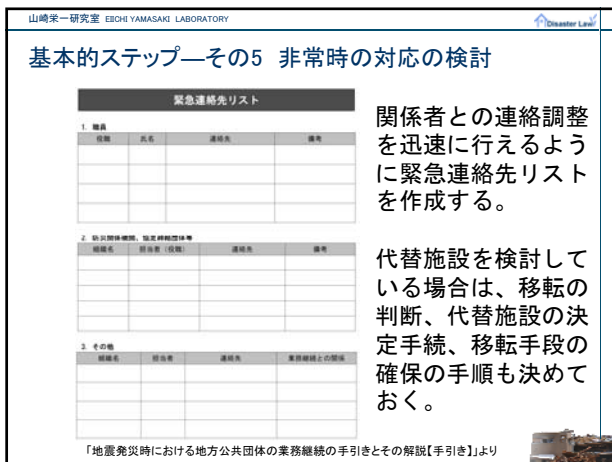
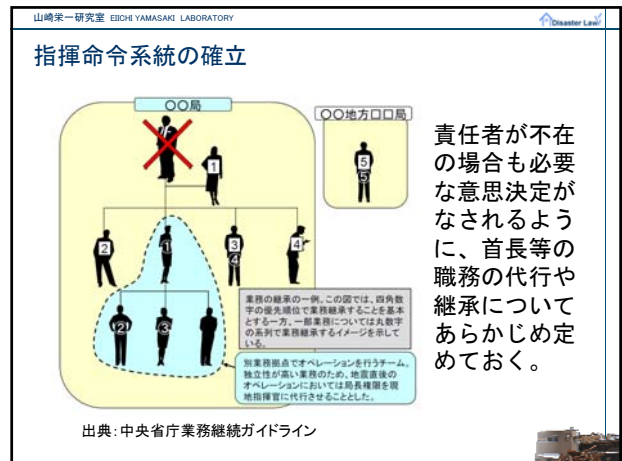
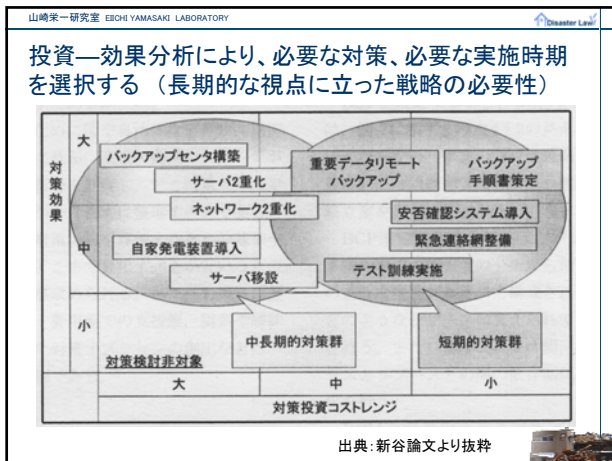
計画的な対策の実施

必要資源	現状のレベル	対策項目	対策後のレベル	担当部署	備考
職員	15人(全職員の約22%)	交代制での毎日職員確保 参集訓練の実施	25人(全職員の約38%)	建設課	
電力	6時間継続可能	非常用発電機の確保・増強	12時間継続可能	総務課	
		どのコンセントが非常用電源に接続されているか不明	3日間継続可能	総務課	
情報システム	通常のトラブル対応のみ 契約書で記載	非常用電源接続コンセントの 明示 情報システムの関係事業者との 契約内容の確認等	各コンセントのカラーリング 発災時に早急に駆けつける協 定を締結	総務課	
	震度6強で転倒の危険あり	オフィス家具の固定	震度6強に対する耐震性確保	各部署	
トイレ	なし(住民用を利用)	職員用簡易トイレの備蓄	全職員の3日分	防災係	
飲料水・食料等	全職員の1日分	職員用食糧の備蓄	全職員の3日分	防災係	
消耗品等 (コピー用紙等)	在庫がなくなりそうになると、1ヵ月分程度をまとめて購入	コピー用紙等の関係事業者との契約内容の確認等	常に1~2週間分程度の在庫を維持できるように契約を見直し	総務課	
・・・		・・・			

業務継続力の向上に向けた対策を計画的に実施していく

「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【解説】」より

ボトルネックの発見
解消/緩和
を計画的に行う



参考文献—ガイドライン HP 著書

- 事業継続ガイドライン
- 中央省庁業務継続ガイドライン
- 地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン
- 地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説
- HP: DIGITAL GOVERNMENT デジタルガバメント 米国マンスリーニュース 2005年8月号「連邦政府における業務継続性確保の取り組み」
- 京大・NTTリジリエンス共同研究グループ『しなやかな社会の創造』日経BP規格(2009年)

参考文献—論文

- 入江貴裕「BCP最前線～第3回 自治体のBCP～」日経研月報2008.9 65～69頁
- 大村岳雄「地方自治体における事業継続計画(BCP)の動向—災害・事故発生時を見据えた行政サービスの維持にむけて—」DIR経営戦略研究 VOL.20(2009年)44～59頁
- 北田聡他「自治体における事務分掌を用いた業務優先度分析手法の提案—事務継続の観点から見た重要業務の選出—」地域安全学会論文集 No.11(2009年)23～31頁
- 新谷洋人他「行政の業務継続と地域社会における連携」FUJITSU.58(2007)510～517頁
- 田山裕信=辻禎之「大規模災害時の業務継続への備え—業務継続計画の必要性とその特徴—」自治体チャンネル平成19年1月号2～5頁
- 中林一樹「自治体BCP—災害時にどこまで出来るか(特集 自治体の危機管理を考える)」月刊自治フォーラム603号(2009年)12～21頁
- 丸谷浩明「公共機関の事業継続計画(BCP)の概要と必要性」ていくおふ Spring2010 2～9頁